

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用をお願いいたします。

関係事業主殿

令和5年8月1日
(一社)長野県労働基準協会連合会
(一社)佐久労働基準協会
各労働基準協会

粉じん作業特別教育

開催のご案内

粉じんを長期にわたって吸い続けると肺は組織変化をおこし、「じん肺」という病気にかかります。じん肺は現在においても有効な治療法がないため、適切な予防対策と健康管理が特に重要となります。このような対策を実効あるものとして、じん肺の減少を図るためには、事業者の努力に加えて、作業に携わる労働者一人ひとりも粉じんに関する十分な知識を持つことが大切です。このため事業者は、常時特定粉じん作業^{注)}に従事する労働者に対し、粉じん作業に係る疾病を防止するための特別教育を行わなければならないこととされています。(労働安全衛生法第59条第3項、粉じん障害防止規則第22条)。

当連合会では、事業者に代わって実施する標記の教育を下記により開催いたしますので、特定粉じん作業従事者の受講に特段のご配慮をくださいますようご案内申し上げます。

注) 特定粉じん作業とは、粉じんの発生源が「特定粉じん発生源」である粉じん作業をいいます。(4頁の別表を参照)

記

1. 講習の日時、会場、締切日、定員 ※9時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和5年10月3日(火)	9時40分から受付をし、10時開講です。		
会場	佐久地区トラック研修会館	佐久市瀬戸1026-4		
締切日	令和5年9月14日(木)	定員	70名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます

2. 申込方法

- (1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。(所在地は9.その他の下に記載してあります。)
- (2) 提出書類 受講申込書(受講料、テキスト代を添えてお願いします。)

3. 受講料(消費税含む)

労働基準協会会員事業場在籍者	1名	7,700円	〔本体:7,000円 消費税(10%)700円〕
〃 会員外 〃	1名	9,900円	〔本体:9,000円 消費税(10%)900円〕

4. テキスト代(消費税含む) ※テキスト代は価格改訂される場合があります。

「粉じんによる疾病の防止」	1冊	880円	〔本体:800円 消費税(10%)80円〕
---------------	----	------	-----------------------

5. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具を携行して下さい。
- (2) 申込み受付後の取消しは9月26日までとし、その後の取り消し及び欠席者にはテキストのみお渡しし、受講料は原則として返却しませんのでお含み下さい。

6. 講習科目、時間及び講師

	講 習 科 目	時 間	講 師
第一日	オリエンテーション	9:55～	
	粉じんに係る疾病及び健康管理	10:00～11:00	(一社)長野県労働基準協会連合会安全衛生支援室 室 長 武士 善明
	粉じん発散防止及び作業場の換気の方法	11:00～12:00	
	作業場の管理	13:00～14:00	
	呼吸用保護具の使用の方法	14:00～15:00	
	関係法令	15:00～16:00	
	修了テスト	16:00～16:30	
	修了式	16:30～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。

7. 修了証の交付

全科目を受講した方に対して修了式で修了証を交付します。

なお、9月27日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。(郵送代404円ご負担下さい。)

8. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。(但し、建設労働者技能実習コースは訓練実施計画届の提出が不要です。) 詳細につきましては

長野労働局職業安定部 訓練室 (TEL026-226-0862) までお問い合わせください。

助成金受給申請時に必要な受講証明につきましては、会場に持参、若しくは受講終了後申請書をお送り頂ければ押印の上返送いたします。なお、持参、郵送ともに84円切手貼付の返信用封筒を申請書と併せてご用意ください。(注：必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい)

9. そ の 他

- (1) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。
- (2) 昼食は各自ご用意下さい。

各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所 在 地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館 3階 301	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601
(一社) 長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス 2-3 ホームページ http://www.naganoroukiren.or.jp	026-223-0280・223-0277

* 必要事項を記入して下さい。* 印内は記入しないでください。

太線内は、修了証の記載事項になりますので、特に正確に記入してください。

* 受講票の受講者氏名も記入してください。

10月3日 佐久市会場

粉じん作業特別教育受講申込書

フリガナ		※協会	※受講 No.
氏名 <small>正しい字体ではっきり記入して下さい</small>			
生年月日	昭和 平成 年 月 日		
現住所 <small>〒番号必須</small>	〒 —		
従事する作業			
労働基準協会 会員関係	加入されている労働基準協会名を【 】内に必ずご記入下さい。加入されていない場合は会員外に○をご記入下さい。 【 】労働基準協会 ・ 会員外		
上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日 〒 —			
事業場所在地 事業場名 事業主職氏名 申込担当者所属・氏名 TEL () FAX ()			

(一社)長野県労働基準協会連合会長 殿

☆ご記入いただきました個人情報につきましては、当連合会が責任を持って管理し、本講習以外の目的には使用しません。

協会使用欄	受講料	テキスト代	領収月日	領収者	受講番号
	¥7,700-(会員) ¥9,900-(会員外)	¥880-	/		

受講者氏名を記入し、切り取らないで下さい。

粉じん作業特別教育受講票

※9時55分からオリエンテーションを行います

※協会	※受講 No.	受講者氏名	講習月日 R 5 年 1 0 月 3 日 講習会場 佐久地区トラック研修会館

※9時40分からこの受講票を提示して受付を済ませて下さい。

※会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

※1日目	
------	--

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用をお願いいたします。

参 考

(別表)

特定粉じん作業とは、粉じんの発生源が次のような「特定粉じん発生源」である粉じん作業をいいます。(粉じん障害防止規則第2条第1項第3号、同規則 別表第2)

1. 坑内において、土石、岩石又は鉱物(以下「鉱物等」という)を動力により掘削する箇所
2. 坑内の鉱物等を動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所
3. 坑内の鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所
4. 坑内の鉱物等をコンベヤーへ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所
5. 屋内の、岩石又は鉱物を動力(手持式又は可搬式によるものを除く。)により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
6. 屋内の、研磨材の吹き付けにより研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所
7. 屋内の、研磨材を用いて動力(手持式又は可搬式によるものを除く。)により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははばり取りし、又は金属を裁断する箇所
8. 屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムを動力(手持式動力工具によるものを除く。)により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所
9. 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所
10. 屋内の、粉状の鉱石又は炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所
11. ガラス若しくはほうろうを製造する工程、陶磁器、耐火物、けい藻土製品若しくは研磨材を製造する工程又は炭素製品を製造する工程において、屋内の、原料を混合する箇所
12. 耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料(湿潤なものを除く。)を動力により成形する箇所
13. 陶磁器、耐火物、けい藻土製品若しくは研磨材を製造する工程又は炭素製品を製造する工程において、屋内の、半製品又は製品を動力(手持式動力工具によるものを除く。)により仕上げる箇所
14. 砂型を用い鑄物を製造する工程において、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型をこわし、若しくは砂落としし、又は動力(手持式動力工具によるものを除く。)により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鑄ばり等を削り取る箇所
15. 屋内の、手持式溶射機を用いなくて金属を溶射する箇所

会場案内図

